



医政発1130第6号

平成23年11月30日

岩手県知事
宮城県知事 殿
福島県知事

厚生労働省医政局長

地域医療再生基金(平成23年度第三次補正予算)の活用について

国は、東日本大震災による被災地の復興を支援するため、平成23年度第3次補正予算で地域医療再生臨時特例交付金を確保し、甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県(以下、「被災3県」という。)に交付することとしたものである。

被災3県は、地域医療再生臨時特例交付金による既存の地域医療再生基金への積み増し等を行った上で、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りながら、県が策定する医療の復興計画に基づき、計画的な医療の復興を進めていただきたい。その際には、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)を踏まえ、急性期から慢性期・在宅に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、患者の状態に応じて切れ目なく効率的に医療サービスを提供できる医療提供体制の再構築を目指していただきたい。

については、被災3県における平成23年度第三次補正予算による地域医療再生基金の活用に当たっての留意事項を別添のとおりまとめたので、通知する。被災3県は、この留意事項を踏まえた医療の復興計画(案)を策定の上、平成24年2月10日(金)までに、厚生労働省医政局に提出いただきたい。

国としては、被災3県の医療復興が円滑に推進されるようにする観点から、今般の地域医療再生臨時特例交付金による地域医療再生基金については、できる限り弾力的な運用が行えるよう配慮したいと考えている。地域医療再生基金の運用等に当たっての疑義等が生じた場合には、随時、相談していただきたい。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職からの周知をお願いする。

平成23年度第三次補正予算による地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項

第1 趣旨

「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」(以下「基本方針」という。)に基づき、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県(以下「被災3県」という。)の医療の復興を支援するため、平成23年度第三次補正予算において地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)を確保し、被災3県に交付することとしたものである。

被災3県は、この交付金により、既存の地域医療再生基金の積み増し等を行った上で、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りつつ各県が策定する医療の復興計画に基づき、必要な事業を行うものとする。

(注)岩手県及び宮城県は、交付金により既存の地域医療再生基金の積み増しを行い、福島県は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえた福島再生・復興のための独自の基金の造成を行うものとする。

第2 対象となる地域

今回の地域医療再生基金(岩手県及び宮城県の地域医療再生基金並びに福島県の独自の基金のうち、今回の交付金により積み増しされた部分をいう。以下同じ。)を活用して実施する事業は、被災3県の中でも、特に津波等により街全体が被災した地域を中心に支援を行うものであり、具体的には次の二次医療圏を対象とする。ただし、遠隔画像診断等連携システムの整備など二次医療圏を超えて実施する必要がある事業については、この限りではない。なお、福島県においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により生じた課題に対応するための事業については、当該二次医療圏を超えた地域でも今回の地域医療再生基金を活用することを可能とする。

- ① 岩手県 釜石、久慈、気仙、宮古
- ② 宮城県 石巻、気仙沼、仙台
- ③ 福島県 いわき、相双

第3 医療の復興計画

被災3県が策定する医療の復興計画の期間は、平成27年度末までの5年間以内とする。

今回の地域医療再生基金は、上記の対象となる地域(以下「対象地域」という。)の医療を復興するため各県が策定する医療の復興計画に位置付けられた事業について活用を可能とする。

医療の復興計画は、対象地域の医療の復興を目的とした計画であり、基本方針の趣旨に基づき、急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等を推進し、その強化・効率化を図ることにより、地域全体の医療提供体制の再構築を目指すものとする。

なお、医療の復興計画は、必ずしも単独の計画である必要はなく、平成22年度補正予算により被災3県に確保した地域医療再生基金に係る地域医療再生計画と一体的に計画することも可能とする。ただし、事業毎に活用する基金の区分(平成22年度補正予算による地域医療再生基金又は今回の地域医療再生基金)は明確にしておく必要があるため、岩手県及び宮城県においては、それぞれを

区分し経理することとする。

第4 医療の復興計画の内容

医療の復興計画には、対象とする地域の被災状況等を踏まえ、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りながら、医療提供体制の再構築に必要な事業として、例えば次のような内容を盛り込むこととする。

- ① 津波による全壊した医療機関の高台への移転整備など安全な地点での施設整備
- ② 救急医療機関など地域の中核的医療機関の機能強化や再整備
- ③ これら医療機関と連携する急性期を脱した患者や在宅患者等を受け入れるための亜急性期・回復期リハビリテーション等の機能を担う医療機関の整備等を通じた機能分化の明確化
- ④ 既存補助制度の対象とならない施設整備等事業について、当該事業者が今後の医療の復興のために協力すること等を条件に行う支援事業
- ⑤ 在宅医療の連携拠点となる医療機関等の整備により被災地において在宅医療を推進するための事業
- ⑥ 医療機関相互の情報連携の基盤整備
- ⑦ 県外から派遣された医師・看護師等の人件費や被災者健康支援連絡協議会の活動経費に対する支援等地域医療を担う医師・看護師等の人材確保
- ⑧ 医療機関が所在しない地域の住民に医療を継続的に提供するための眼科等の巡回診療事業等

また、計画の作成にあたっては、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村、地域住民等の関係者(以下「地域の関係者」という。)の意見を踏まえ、地域にとって必要性・公益性の高い事業が今回の地域医療再生基金の対象となるようにすること。

第5 交付の条件

被災3県は、基本方針の趣旨に基づき、対象地域の急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、患者の状態に応じて切れ目なく効率的に医療サービスを提供できる医療提供体制の再構築を推進するため、医療の復興計画を策定すること。なお、その際は、次の点を交付の条件とするので留意すること。

- ① 津波により全壊した医療機関については、将来、同規模の地震が発生した場合に備え、高台への移転整備など安全な地点での施設整備を前提とした事業内容とすること
- ② まちづくり関係部門と適切に連携しながら、まちづくり構想とも整合性が図られた事業内容とすること
- ③ 効率的な医療提供体制を構築するため、地域の中核的医療機関を中心に、亜急性期・回復期リハビリテーションを担う医療機関、在宅医療を支援する医療機関など各医療機関間の機能分担と連携を図ることを重視した事業内容とすること
- ④ 救急医療や在宅療養支援等政策医療の役割を担っていない医療機関については、地域の救急医療体制への参画や在宅医療の実施など、今後の地域医療における役割を医療の復興計画に位置付けられる場合に基金による支援を行うこと
- ⑤ 病院の診療所化を含む医療機関の統合再編も視野に入れつつ、機能の集約や連携を積極

的に進め、病床過剰地域については、基金を活用して2億円以上の施設整備を行う病院の全病床数から10%以上の病床削減に努めること。ただし、福島県については、警戒区域内にある医療機関が再開できず、相当程度の病床数について、当分の間、稼働できない状況にあることを踏まえ、この取り扱いの対象外とする。

- ⑥ 地域の医療機関の積極的な参画の下、医療機関間で患者の診療情報を共有するシステムを整備することにより、災害時にも患者の診療情報を利用可能とすること

第6 医療の復興計画作成等に係る手順

医療の復興計画を作成する際に考えられる一般的な手順を提示するので、状況に応じて参考にされたい。

- (1) 医療の復興計画(案)を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 官民を問わない幅広い地域の関係者に対して意見を聴取。
- (4) 対象地域における医療提供体制の再構築を推進するための将来構想及び目標等を検討。
- (5) 対象地域における医療提供体制の再構築のための事業の内容についての検討。
- (6) 以上の検討を踏まえて医療の復興計画(案)の作成。これまでに厚生労働省と随時意見交換。
- (7) 医療の復興計画(案)について県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。
- (8) 医療の復興計画(案)の厚生労働省への提出。
- (9) 厚生労働省による交付金の交付基準額の決定。
- (10) 医療の復興計画を決定。

第7 交付基準額の決定及び交付決定の手続き

岩手県及び宮城県については、対象地域の被害の状況を勘案し、各県が策定した医療の復興計画(案)の内容を踏まえて交付基準額を決定し、交付決定する。福島県については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえた福島再生・復興のための独自の基金の造成に活用するため150億円を交付基準額とするが、交付申請にあたっては、他県同様医療の復興計画を策定すること。

なお、緊急的に今回の地域医療再生基金の活用が必要な場合は、計画策定前であっても当該計画に盛り込むことを前提に、必要な都度、複数回に分けて必要な事業に関する交付申請を行うことを可能とする。

第8 医療の復興計画の推進等

1 医療の復興計画の推進体制

医療の復興計画の推進体制については、地域の関係者との情報の交換や県医療審議会又は医療対策協議会の活用のみならず、まちづくり関係部門とも適切に連携しながら計画を策定し、事業を推進していく体制を構築することが望ましい。

2 医療の復興計画の達成状況の評価等

医療の復興計画に定める事業に関しては、地域の関係者及び県医療審議会又は医療対策協議

会からも、必要に応じて意見を聴取することで事業の進捗状況を評価するものとする。

医療の復興計画に定める事業の実績報告は、毎年度厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、医療の復興計画に係る次年度以降の事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成24年度から平成25年度までの実績については、地域医療再生計画に係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)に報告し、技術的助言を含めた意見を聴くものとする。

3 医療の復興計画の変更

被災3県は、評価の結果に基づき、医療の復興計画における目標等を達成するために必要があると認める場合、医療の復興計画の変更を行うことができる。

医療の復興計画を変更しようとするときは、あらかじめ、被災3県における地域の関係者の意見及び県医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴取するとともに、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

また、厚生労働大臣は、被災3県の医療の復興計画の変更(軽微な変更を除く。)を承認する場合は、有識者会議の意見を聴くものとする。

第9 その他

1 医療の復興計画の内容

別紙の例示を参考とする。

〇〇県医療の復興計画

1 医療の復興計画の期間

平成23年〇月〇日から平成27年度末までの期間を対象として定めるものとする。

2 現状の分析

甚大な被害を受けた地域(二次医療圏)における医療連携体制、医療従事者等に関する現状分析を記載

3 課題

現状分析結果をもとに甚大な被害を受けた地域(二次医療圏)における医療課題を記載

4 目標

課題に対する目標、将来構想について記載

5 具体的な施策

医療の復興計画において実施する事業について記載(事業総額、基金負担額、県負担額についても記載)

6 施設・整備対象医療機関の病床削減数

整備対象医療機関の病床削減数を記載(削減しない場合も記載)

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

7 医療の復興計画(案)作成経過

医療の復興計画(案)を作成するまでの経過について記載

[記載例]

- 月○日 関係機関、団体及び住民に対する説明会開催
- 月○日 第1回○○委員会開催
- 月○日 第○会○○委員会開催 医療の復興計画中間案の決定
- 月○日 } パブリックコメントの募集
- 月○日 }
- 月○日 ○○県医療審議会開催 医療の復興計画(案)の決定